

居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人すみれ福祉会が開設する居宅介護支援事業所 篠山すみれ園（以下事業所という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な医療保険サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることがないように公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 篠山すみれ園
- (2) 所在地 丹波篠山市今田町釜屋35番地

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び時間)

第5条 営業日および営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日および営業時間は次の通りとする。

月・火・水・木・金

(ただし祝日および12月29日～1月3日を除く)

(2) 営業時間は通常時間として9時から18時とする。

(サービスの提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所は当事業所の面談室とする。

(2) 使用する課題分析表の種類は全社協版方式とする。

(3) 利用者への訪問頻度は最低1ヶ月に1回とし、使用者の状況、居宅サービスの実施状況等の確認を行う。

(利用料)

第7条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。(利用者負担額は原則無し。)

(その他費用の額)

第8条 次条の通常の実施区域を越えた地点から利用者宅までの居宅介護支援に要した交通費は、次の費用を徴収する場合がある。

(1) 実費相当額

(2) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は下記のとおりとする。

丹波篠山市、三田市

(秘密の保持)

第10条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の養護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市

町村に通報するものとする。

(その他)

第 12 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人すみれ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 2 月 1 日から改訂する。(第 2 条、6 条)

この規定は、令和 1 年 5 月 1 日から改正する。(第 2 条、3 条、4 条、9 条、11 条)

この規定は、令和 5 年 3 月 1 日から改正する。(第 4 条)